

八千代市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、市が発注する委託業務等の契約に関し、プロポーザル方式又はコンペ方式（以下「プロポーザル方式等」という。）により、最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定する場合の手続について必要な事項を定める。

(実施形式)

第2条 このガイドラインにおける実施形式は、次の各号に定めるところによる。

(1) プロポーザル方式

対象業務に対する発想や課題解決方法及び取組体制等の提案を審査し、市にとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ者を受託候補者として選定する方式をいう。

(2) コンペ方式

対象業務に関する具体的な企画提案を審査し、市にとって最も優れた企画案を提案した者を受託候補者として選定する方式をいう。

2 このガイドラインにおける参加者の募集方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公募型

プロポーザル方式等の実施について広く参加者を募り、申込みのあった者の中から参加資格要件を満たす者を、プロポーザル方式等に参加させる方法をいう。

(2) 指名型

公募型により参加者を募ることが適当でない場合に、八千代市指名業者選定事務取扱要領（平成5年7月1日施行）に基づき、参加者を指名して実施する方法をいう。

3 プロポーザル方式等の募集方法は、公募型により行うものとする。ただし、別表1に定める決裁責任者（以下「決裁責任者」という。）が必要と認めるときは、指名型によることができる。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式等により受託候補者を選定することができる業務は、専門性、技術力、企画力、創造性、実績等価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある業務で、次の各号のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 調査、計画、設計又はコンサルティングに関する業務
- (2) 計画又は設計から実施まで一貫して発注する業務
- (3) 情報システム開発に関する業務
- (4) 施設等の管理又は運営に関する業務
- (5) その他プロポーザル方式等により執行することが適当と認められる業務

(事前協議)

第4条 前条に掲げる業務を所管する課等（以下「事業担当課」という。）は、当該業務の契約に当たりプロポーザル方式等を採用しようとするときは、採用により期待できる効果、事業スケジュール等を十分検討し、業務概要、採用する理由等を定めたプロポーザル方式等採用協議書(様式第1号)(以下「協議書」という。)を作成し、契約課と協議を行うものとする。

2 事業担当課は、協議書の作成において、関係各課とあらかじめ協議を行うものとする。

3 契約課は、第1項の規定による協議の結果について、プロポーザル方式等採用協議回答書（第2号様式）により事業担当課へ通知する。

4 前項の通知は、予算金額が2,000万円（工事又は製造の請負は5,000万円）以上の業務にあつては、八千代市競争入札等業者選定審査会規程（昭和46年八千代市訓令甲第4号）に定める八千代市競争入札等業者選定審査会の審査を受けた上で、行うものとする。

(プロポーザル方式等採用の決定)

第5条 プロポーザル方式等の採用及び第7条に定める事業者選定委員会の委員構成は、前条の協議結果を踏まえ、決裁責任者が決定するものとする。

(参加資格)

第6条 プロポーザル方式等に参加することができる者は、八千代市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。ただし、資格者名簿に登録をしている者が複数いない場合又は資格者名簿の登録

の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合は、登録がない者についても、次の各号に掲げる書類を提出することで、プロポーザル方式等に参加することができるものとする。

- (1) 法人又は商号登記している個人にあつては、各地方方法務局が発行する履歴事項全部証明書
- (2) 商号登記をしていない個人にあつては、本籍地のある市区町村長が発行する身分証明書及び各地方方法務局が発行する登記されていないことの証明書
- (3) 財務諸表（法人及び個人）
- (4) 法人税（個人の場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- (5) 過去の業務実績が分かる書類
- (6) 書類提出時点で国又は地方公共団体から指名停止等を受けていない旨の誓約書
- (7) その他必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者はプロポーザル方式等に参加することができない。

- (1) 資格者名簿に登録されている者にあつては、当該プロポーザル方式等の公表の日から契約締結日までの間において、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 61 年 3 月 5 日施行）の規定による指名停止の措置を受けている者及び八千代市建設工事等暴力団排除措置要領（平成 11 年 11 月 15 日施行）の規定による指名除外の措置を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者及び同条第 2 項の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は当該建設工事の入札日前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りがあった者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの（国の一般競争入

札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの（国の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)

(6) 警察当局から，暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして，国の調達事案に関し国が行う工事等からの排除要請があり，当該状態が継続している者

(7) その他必要と認める事項

3 前 2 項に規定するもののほか必要な参加資格要件は，該当業務の内容等に
応じて定めることができる。

(事業者選定委員会)

第 7 条 事業担当課は，プロポーザル方式等を実施する場合は，事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しなければならない。

2 選定委員会は，原則として，委員長及び委員（以下「委員長等」という。）
4 名以上をもって組織する。

3 委員長は，事業担当課が所属する部局（以下「担当部局」という。）の次長
相当職以上の者を充てるものとする。また，委員は，担当部局の関係職員を
もって組織する。なお，必要に応じて担当部局以外の職員又は学識経験者等
の外部の者を委員とすることができる。

4 選定委員会の設置については，別に設置要領を定めるものとする。

5 委員長等は，決裁責任者が選任する。

6 選定委員会の庶務は，事業担当課において処理する。

(選定委員会の所掌事項)

第 8 条 選定委員会は，次の事項を所掌する。

(1) 参加資格要件，評価基準，スケジュール等を定めた実施要領に関するこ
と。

(2) 指名型の業者選定に関すること。

(3) 企画提案書等の評価及び受託候補者の選定に関すること。

(4) その他事業者の選定に関し必要な事項に関すること。

(実施の公表等)

第9条 事業担当課は、公募型のプロポーザル方式等を実施する場合は広く周知しなければならない。公募の期間は十分に周知されるのに必要な相当の期間を設定するものとする。また、指名型のプロポーザル方式等の場合は、選定した者に書面により指名した旨を通知するものとする。

(公募型プロポーザル方式等の参加申込等)

第10条 公募型のプロポーザル方式等に参加しようとする者は、定められた期限までに必要書類を事業担当課に提出するものとする。

2 事業担当課は、前項の参加申込があった場合には、参加資格の審査を行い、その結果を当該参加申込者に通知しなければならない。

3 前項の通知を行う場合において、参加資格が認められなかったものに対しては、その理由を記載するものとする。

(企画提案書の提出等)

第11条 第9条により指名された者又は前条により参加資格の審査に合格した者(以下「参加者」という。)は、定められた期限までに企画提案書及び必要書類(以下「企画提案書等」という。)を事業担当課に提出するものとする。

2 参加者は、参加を辞退する場合は、定められた期限までに書面により事業担当課に申し出るものとする。

(プレゼンテーション及びヒアリング)

第12条 選定委員会は、すべての参加者にプレゼンテーション及びヒアリング(以下「ヒアリング等」という。)を実施するものとする。ただし、業務の性質、規模等に応じ、ヒアリング等の実施が必要でないことと選定委員会が認める場合は、ヒアリング等を実施しないことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、選定委員会は、公募型のプロポーザル方式等の参加者が多数あり、受託候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、企画提案書等について事前に評価を行い、ヒアリング等を実施する者を適当数選定することができる。

3 事業担当課は、前項の規定によりヒアリング等を実施する者が選定されたときは、すべての参加者に当該選定結果を書面により通知するものとする。

(企画提案書等の評価方法)

第13条 選定委員会は、企画提案書等の評価の基準を明らかにするため、評価

項目，評価点及び評価方法等を記載した評価基準表を作成するものとする。

- 2 前項の評価基準表は，評価項目ごとにすべて数値化するものとし，評価項目ごとの配点は，当該業務の内容に応じて適切に定めるものとする。

(受託候補者の選定)

第 14 条 選定委員会は，前条で作成した評価基準表及び第 8 条第 1 号に定める実施要領に基づき，受託候補者を選定するものとする。

- 2 事業担当課は，選定委員会の選定結果をすべての参加者（第 12 条第 2 項によりヒアリング等を実施する者が選定されたときはその者）に書面により通知するものとする。

- 3 事業担当課は，前項により選定結果を通知した後，速やかに市のホームページに掲載する等の方法により選定結果を公表するものとする。

別表 1

区分	市長	副市長	事業担当部長
工事又は製造の請負	5,000 万円以上	5,000 万円未満	1,000 万円未満
その他	2,000 万円以上	2,000 万円未満	1,000 万円未満

附 則

- 1 このガイドラインは，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 設計競技等に関する事務取扱要綱は廃止する。

附 則

このガイドラインは，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 このガイドラインの規定は，令和 6 年 4 月 1 日以後に公表されたプロポー

ザル方式等の案件に適用し、同日前に公表された案件については、なお従前の例による。

- 3 このガイドライン施行の際現に存するこのガイドラインによる改正前のガイドラインの様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和8年2月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 このガイドラインの規定は、令和8年度以後の予算に係る事務について適用し、令和7年度の予算に係るものについては、なお従前の例による。

様式第1号（第4条第1項）

プロポーザル方式等採用協議書

年 月 日

（宛先） 契約課長

課長

プロポーザル方式等の採用につき下記のとおり協議を申請します。

1 件 名

2 契約期間

3 予算金額

4 事業概要

5 協議内容

（1）プロポーザル方式等を採用する理由

（2）公募型・指名型の別

※指名型の場合は、指名業者(案)及び指名理由も記載

（3）プロポーザル方式・コンペ方式の別

（4）日程（予定）

（5）委員の選任方針

（6）委員構成（予定）

6 担当者及び連絡先

プロポーザル方式等採用協議回答書

年 月 日

課長 様

契約課長

年 月 日付けで協議のありましたプロポーザル方式等の採用につき、以下のとおり回答します。

1 件 名

2 契約期間

3 協議内容

- (1) プロポーザル方式等を採用する理由
- (2) 公募型・指名型の別
- (3) プロポーザル方式・コンペ方式の別
- (4) 日程（予定）
- (5) 委員の選任方針
- (6) 委員構成（予定）

4 プロポーザル方式等の採用の適否

適している

適していない

5 特記事項